

第2回おだわら男女共同参画プラン策定検討委員会（オンライン開催） 会議録

日 時 令和3年(2021年)1月29日(金) 午前10時～午前11時

出席委員 別紙名簿のとおり

傍聴者 0人（オンライン開催のため非公開）

概 要

1 開会

事務局(町山係長)

定刻となりましたので、只今から、第2回おだわら男女共同参画プラン策定検討委員会を開催させていただきます。委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中（このような状況の中）、御出席いただきまして誠にありがとうございます。本日の委員会の出席委員は10名でございます。また、本日はオンライン開催のため、傍聴者はございません。

それでは、会議を始めさせていただきますので、事前に郵送させていただきました資料をお手元にご用意ください。会議の進行につきましては、委員会規則第5条第1項の規定により、本来であれば吉田委員長にお願いするところがございますが、本日は初めてのオンライン開催となりますので、事務局で進行をさせていただきます。会議の進行にあたり、通常時はマイクの音量をミュートに設定していただき、ご発言される場合は、挙手をしていただきましたら、こちらで指名いたしますので、ミュートを解除してご発言ください。また、委員の皆様全員に同時に意見を伺う場合は、挙手で意思をお示しください。なお、市のZoomの契約上、一度に接続出来る時間に制限がございますので、会議の途中で一度退室し、再入室していただく作業が発生いたしますので、ご了承ください。

それでは、はじめに吉田委員長からご挨拶をいただきたいと存じます。吉田委員長、よろしくお願いたします。

吉田委員長

本日はお忙しい中、出席いただきありがとうございます。また、このような状況下ですが、オンラインで開催ができて良かったです。会議をスムーズに進行するため、事前に資料を送付いたしました。本日は事務局の説明を聞き、皆さんからのご意見を伺いたいと存じます。内容の濃い会議にしていきたいと思っておりますので、発言等よろしくお願い致します。

事務局(町山係長)

吉田委員長、ありがとうございました。

2 議題

事務局(町山係長)

それでは、次第2「議題」に入らせていただきます。(1)「第2次おだわら男女共同参画プランに関する事業評価について」から(3)「男女共同参画市民意識調査結果の分析について」までは、本日の委員会に向けて事務局で作成した資料の報告でございます。委員の皆さんには、事

前に質問シートを送付いたしましたでしたが、特に質問等ございませんでしたので、本日は、議題（４）「次期おだわら男女共同参画プランの計画体系図（案）について」ご意見を伺いたいと存じます。それでは、議題（４）について、事務局から説明をいたします。

事務局（竹井課長）

それでは、資料４－１「次期おだわら男女共同参画プラン体系図（案）」資料４－２「第２次おだわら男女共同参画プラン体系図」及び、資料４－３「国の「第５次男女共同参画基本計画」の分野別取り組み」をご覧ください。

まず、資料４－１の本案は、資料４－２「第２次おだわら男女共同参画プラン」の計画体系図を勘案し作成しております。また、昨年１２月に閣議決定されました国の「第５次男女共同参画基本計画」については、取組分野を資料４－３にお示ししてございますが、その内容を踏まえ、市として着実に男女共同参画を推進することを念頭に整理いたしました。

基本方針は、ご覧のようにローマ数字Ⅰ～Ⅴの５つとしております。いわゆるDV防止法及び、女性活躍推進法における市町村計画は本計画と一体となすものとして位置づけました。また、基本方針のうち、今回新しく位置付けたものには網掛けをいたしました。

まず、基本計画ⅠとⅡについては、おおむね、第２次プランを踏襲したものとなっております。特に、基本方針Ⅰ「男女共同参画社会実現のための意識づくり」については、全ての取組の根幹をなすものとして、一番目に位置付けております。

それでは、第２次男女共同参画プランの体系から特に変更した点についてご説明いたします。第２次プランでは、「Ⅱ仕事と生活の調和のための環境づくり」の中の１と２を、女性活躍推進法における市町村計画と位置付けておりましたが、今回はこの市町村計画を基本方針Ⅲ「雇用における男女共同参画の推進」として位置づけ、取組をより明確に、かつ、強化していくこととしました。内容としましては、昨年策定された、「おだわら女性活躍推進アクションプログラム」を取り込み整理いたしました。

女性活躍推進法は令和７年度末までの時限立法ですが、本プランの計画期間は令和８年度末までとなっております。女性活躍推進法の終了後も、男女共同参画プランの計画期間としてはあと１年あることとなりますが、女性の活躍推進は市として特に加速化して取り組むべきテーマと考えているため、今回、基本方針として位置付けたものでございます。その後は、その時の社会情勢などを鑑みながら、様々な分野における男女共同参画の推進の一つとして、引き続き取り組んでいくものと考えております。

基本方針Ⅲにつきましては、４月に予定しております「小田原市女性の活躍推進協議会」からもご意見を伺うこととなっております。

次に、第２次プランの「Ⅳ人権としての性の尊重」ですが、３つの施策の方向を定めており、そのうちの「１配偶者等からの暴力の根絶」を、DV防止法における市町村計画としておりましたが、今回は基本方針Ⅴ「あらゆる暴力の根絶と被害者への支援」として、DV防止法における市町村計画と位置づけました。今までも、啓発と支援の両輪で全庁的に取組を進めてまいりましたが、更に確実に取組を進めるため、単独で位置付けたものでございます。この中では特に、昨今大きな課題となっている若年層を対象とした性的な暴力根絶に向けた意識啓発の強化を図ってまいりたいと考えております。

また、新たに、基本方針Ⅳとして「誰もが生き生きと暮らせる環境づくり」を位置付けました。「誰も取り残さない」のスローガンのもと、国際社会で取り組んでおり、本市も推進に力を入れ

ているSDGsですが、「ジェンダー平等」は、世界を変えるための17の目標のひとつにかかげられています。「男女共同参画社会」つまり、「ジェンダー平等である社会」の実現にむけて、多様な視点をもって誰もが生き生きと暮らせる環境づくりに取り組んでいくものでございます。施策の方向として、1多様な人々への理解促進と支援、2生涯を通じた健康保持増進とし、特に、その中にあります性的マイノリティへの理解促進が新しい項目となっております。

説明は以上でございます。

事務局（町山係長）

ただいまの説明につきまして、ご意見ご質問等をいただきたいと思います。オンライン開催のため、ご発言が伝わりにくいこともあるかと思っております。本日の委員会終了後も、メールやファックス等にてご意見をいただくことも予定してございますので、ご了承ください。

ご意見のある方は挙手をお願いいたします。

橋本委員

次期プランで、新たに3つ（資料4-1の網掛け部）基本方針を位置付けた理由を教えてください。

事務局（町山係長）

まず、基本方針Ⅲ「雇用における男女共同参画の推進」と基本方針Ⅴ「あらゆる暴力の根絶と被害者への支援」については、現行プランの体系図（資料4-2）で「施策の方向」に位置付けていた、女性活躍推進法及びDV防止法における市町村計画を特出しして、基本方針としたものです。また、基本方針Ⅳ「誰もが生き生きと暮らせる環境づくり」については、SDGsの「誰も取り残さない」のスローガンのもと、多様な人々への施策を位置付けております。

施策の実行性を高めるためにも、市として特に力を入れていきたい部分を見える化して、基本方針に決めました。

橋本委員

基本方針Ⅳ「誰もが生き生きと暮らせる環境づくり」の中に、高齢者が入っているのが良いと思います。

谷副委員長

新たに3つ（資料4-1の網掛け部）を基本方針に位置付けたことは良いと思います。社会が変化してきている中で、その状況を上手く反映して基本方針に定めていると思います。

基本方針Ⅳ「誰もが生き生きと暮らせる環境づくり」では、女性に限らず様々な方々の人権が重要となってきたので、その部分を上手くまとめていると思います。

また、基本方針Ⅴ「あらゆる暴力の根絶と被害者への支援」では、ネット社会が進む中で、暴力をなくす啓発だけでなく、緊急に保護することも大事になってきているので、基本方針として取り上げたことは良いと思います。「若年層に向けた啓発の強化」が施策名に明記されているのも良いと思います。

中島委員

次期プランの体系図（案）は、おおむね賛成です。特に、基本方針Ⅳ「誰もが生き生きと暮らせる環境づくり」の施策名で「性的マイノリティへの理解促進」を取り上げており、小学校の学校教育の中で当事者が目に見えることは少ないですが、小さい頃からの指導が重要になってくると思います。教科書を見ていても、現状、このテーマが載っているものと載っていないものがあるが、今後、指導が必要になってくる内容だと思うので、計画に取り上げてもらえることは良い

ことだと思えます。

また、基本方針Ⅴ「あらゆる暴力の根絶と被害者への支援」では、資料2の基本方針ⅣのNo.1「配偶者や恋人など親しい間柄における次のような行為を暴力と認識する人の割合」について、①から④の割合を平成31年度に100%にする目標となっていますが、令和2年度調査時では3～6割程度の割合となっています。今と同じような取り組みを続けていてもあまり数値は変わらないと思うので、これをどうやって目標値に近づけていくのかを考えて取り組みに力を入れると良いと思えます。

堀委員

防災関係の活動をしているので、その部分の質問をさせていただきます。防災についての記述は、次期プランの体系図（資料4-1）で、Ⅱ「さまざまな分野における男女共同参画の促進」の施策名に「防災、災害対策の場における女性参画の促進」とあります。昨今のような異常気候による台風等で避難所の利用者も増えることが予想される中で、女性だけでなく立場によって必要なものは変わってくると思えます。また、性的マイノリティの方への配慮等も考えることが必要な時代ですので、女性の参画はもちろん、女性だけでなく誰もが生き残れる環境の整備が必要になると思えます。このような視点での記述があると良いと思えます。

取り組みとしては、単純に「女性消防団員が増えた」などの数だけに留まるのではなく、「どのような設備を避難所に設けた」や「避難所にどういうものが必要か自治会の方に研修を行った」などが含まれていると良いと思えます。

興津委員

新しい国の方針や2次プランの課題など、そのあたりが整理された良い体系図だと思います。現行プランから大きく変わっているのが、女性の活躍推進が特出しされたところだと読み取りました。

現行プランの体系図（資料4-2）では、基本方針Ⅰ「仕事と生活の調和のための環境づくり」の施策の方向2で「男性における男女共同参画の促進」とありました。今回の体系図（案）では特に記載がありませんが、個人的には、もっと男性に男女共同参画を理解してもらいたいのですが、このあたりも内容には含まれてくるという理解でよろしいでしょうか。

事務局（町山係長）

今回の体系図（案）では、あえて「男性」とは記載しておりませんが、基本方針Ⅰ「男女共同参画社会実現のための意識づくり」が、男性や女性など性別に関係なく全ての施策の根底をなすものであると考えています。施策を展開していく中では、当然、男性や女性など、全ての人に働きかけて意識改革をしていきたいと考えています。

小林委員

新しい体系図（案）については、おおむね賛成です。男女共同参画社会の実現に向けて、取り組みやすいものになっていると思えます。特に、基本方針Ⅲ「雇用における男女共同参画の推進」の施策の方向2に「ワーク・ライフ・バランス」という言葉が入っているのが良いと思えます。

コロナ禍もそうですが、有事の際に、特に女性に不利益となることが世界中で起きているという記事をたくさん目にしたので、男性も女性も協力して、それぞれが希望するワーク・ライフ・バランスの実現に向けて取り組んでいけると良いと思えます。

山岡委員

新しい体系図（案）にも内容としては含まれていると思えますが、現行プランの体系図にあつ

た具体的な言葉が無くなっていると感じます。

例えば、現行プラン（資料4-2）の基本方針I「男女共同参画社会のための意識づくり」の施策の方向2と3では、「学習機会」という具体的な言葉がありましたが、新しい体系図（案）では、基本方針I「男女共同参画社会実現のための意識づくり」の施策の方向2の施策名（1）が「学校における男女共同参画教育の充実」という言葉になっています。

実際の取り組みの中でやっていけば良いとは思いますが、施策によっては具体的に表現した方が良い部分もあると思います。

事務局（町山係長）

実効性のある言葉や取り組みにしてほしいとのご意見をいくつかいただきましたので、言葉の表現等については改めて検討したいと思います。

吉田委員長

次期プランの体系図（案）については、皆さんおおむね良いとの意見が出ていると思います。男女共同参画の視点で小田原市の施策がどのように組み立てられているのかが良く分かると思います。

男女共同参画プランを新しく策定したことにより、小田原市がどのように変わっていくのかを考えると、言葉が総論的な表現になればなるほど、中身が見えづらくなってしまっていると感じています。現行のプランを見たときに、男女共同参画とは別の所管が持っている市の計画を、別の並び方にしたものという印象を受けました。行政の計画に多いと思いますが、寄せ集めたらこうなるというものではなく、この計画では「ここを打ち出す」ということがはっきり見えて、市民が計画を見たときに、「小田原市はこのように変わっていくのか」ということが目に見えると良いと思います。

また、成果目標についても、立てた目標の根拠となるような取り組みや計画が必要で、計画期間の途中で状況を確認し、目標を達成するためには何をすべきか明確にすると良いと思います。

限られた時間の中での検討になりますが、小田原市が進んでいく方向と道のりが見えるプランができると良いと思います。取り組みの具体的な内容については、次回の委員会で皆さんからご意見をいただきますが、プランと言えそうなものになると良いと思います。

久保寺委員

男女共同参画に関することを幅広く見ながら計画を立てるので、大変な作業ですし、総論的な表現になってしまう部分もあるとは思いますが、また、取り組みを評価しやすい項目と出来た出来ないが分かりづらい項目、他にも、人権・男女共同参画課の取り組みと他部署でやっている取り組みなど、多くの取り組みがある中で、全部に注力することは大変だと思います。ですので、今回のプランでは小田原市はここに重点を置き、その部分の評価はどうか、また、目標が達成できれば次のプランではどこに重点を置くか、という考え方も良いと思います。

山崎委員

資料1「第2次おだわら男女共同参画プラン」にかかる所管課評価調書を見て、全ての評価がAまたはBだったので驚きました。他部署で取り組んでいる事業も多いと思いますが、このプランでなければ実現できない箇所がどこか分かりやすく表現されていると良いと思います。

体系図について、現行プランと次期プランでは基本方針から変わっていると思いますが、市民が見たときに、どこが変化点か分かりやすいと、このプランがより身近になるのではないかと思います。

仕事の関係で、女性に対する暴力の部分に特に関心がありますが、計画体系図（案）の基本方針V「あらゆる暴力の根絶と被害者への支援」の「あらゆる暴力」の部分については、基本方針IからVの全てに関わってくるという認識があります。また、基本方針V「あらゆる暴力の根絶と被害者への支援」の施策の方向2の施策名（4）に「関係機関との切れ目のない連携の強化」とありますが、私たち団体の事業も切れ目のない支援を念頭に取り組んでいますので、小田原市と私たち団体との連携も強化し、協力していけたらよいと思います。

事務局（町山係長）

まだまだご意見等あるかと存じますので、期限が短く恐縮ですが、2/4（木）までにメールやファックスでご意見をいただきたいと思います。その後、皆様からいただいたご意見を事務局で取りまとめ、計画体系図（案）について、委員長、副委員長と調整していきたいと思いますがよろしいでしょうか。

（異議なし）

3 今後の予定

事務局（町山係長）

次に、次第3「今後の予定」について、事務局から説明をいたします。

事務局（竹井課長）

それでは、今後の予定についてご説明いたしますので、参考資料「おだわら男女共同参画プラン策定検討委員会スケジュール（案）」をご覧ください。前回、第1回委員会でもご説明いたしましたが、今年度の委員会は、本日の第2回が最後となります。また、来年度は計3回の開催を予定しております。

次回（第3回）の委員会に向けて、事務局では、本日委員の皆さんにご議論をいただきました計画体系図（案）をもとに、小田原市女性の活躍推進協議会で検討している内容や小田原市男女共同参画推進協議会研究部会の研究活動結果等も参考にしつつ、計画の具体的な内容を検討してまいります。次回（第3回）の委員会では、事務局で作成する計画内容の案について、委員の皆さんにご意見を伺いたいと存じます。

なお、次回（第3回）の委員会については、新型コロナウイルス等の状況にもよりますが、5月頃の開催を予定しております。後日、あらためて日程調整をさせていただきますので、よろしくお願いたします。説明は以上でございます。

4 その他

事務局（町山係長）

次に、次第4「その他」といたしまして、何かご発言のある方はいられますか。

橋本委員

本日は計画体系図（案）について検討をしましたが、基本方針以下の具体的な部分で、小田原市の目指すべき姿などは今後検討を行うということによろしいでしょうか。

事務局（町山係長）

次回（第3回）の委員会で、事務局から計画の内容部分の案をお示ししますので、改めてご意見をいただければと思います。

中島委員

本日は初めてのオンライン開催でしたが、次回以降の開催においてもオンラインでの開催を検討していただければと思います。本日の委員会もとても良い会議でしたし、皆さんそれぞれの環境や都合がある中で、職場や自宅で参加できることはとても良い事だと感じました。

5 閉会

事務局（町山係長）

以上をもって本日の議事はすべて終了いたしました。議題4 計画体系図（案）についてのご意見につきましては、特に様式等は設けませんので、ご自由にメールやファックス等で2 / 4（木）までに事務局に送っていただきますようお願いいたします。初めてのオンライン開催で不慣れな部分もあり、ご迷惑をお掛けしましたが、円滑な議事進行にご協力をいただきましてありがとうございました。これで終了となりますので、各自退室をお願いします。

以 上